

## 盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程等の一部改正について

平成12年2月21日  
開発部

### I 経過説明

#### (1) 政令改正の内容

(清算金の分割徴収又は分割交付)

[土地区画整理法施行令第61条第1項 平成11年6月30日施行]

(改正前)

- ・分割徴収又は分割交付に付する利率 年6%

(改正後)

- ・分割徴収 年6%以内で施行規程等に定める率
- ・分割交付 年6%

#### (2) 政令改正の趣旨

全国の施行者から、従来の分割徴収の年率6%は時勢に合わないので、低い率とするように要望があった。

また、交付する利率6%については、「施行者による清算金の早期交付を促進することが、権利者の保護になる」との観点による。

### II 施行規程の改正について

#### (1) 上記、政令改正に伴い、今後清算金の徴収又は交付が行われる土地区画整理事業について、以下のとおり施行規程を改正する。

清算金の分割徴収について 住宅金融公庫の利率とし、基準日は換地処分の公告の日とする。

#### (2) 改正の対象地区 H11.10.29 23%

(対象地区) 仙北西地区、都南中央第一地区、下永林第三地区、  
盛岡駅西口地区、浅岸地区、太田地区、都南中央第三地区

#### (3) 施行期日 公布の日から施行する。